

令和7年第4回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 令和7年12月10日 午前9時 （2名／2名中）

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	前川 勝	一問一答	①防災行政無線の取扱いを問う （町長、担当課長） ②農地バンク設置の進捗状況を問う （町長、担当課長） ③バイオ発電所の火災について （町長、担当課長） ④久保町長 16年間の最終定例会 （町長）
2	松木 豊年	一問一答	①多気町の生活保護行政について （町長、担当課長） ②佐奈川の白濁問題等について （町長、担当課長） ③物価高騰対策について （町長、教育長、担当課長）

---

(12月10日 9時04分)

**(9番 前川 勝 議員)**

**○議長 (志村 和浩)** 1番目の質問者、前川議員の質問に入ります。

9番 前川議員。

**○9番 (前川 勝)** 改めましておはようございます。今回、私は一問一答で、4点の質問をさせていただきます。

1点目は、防災行政無線の取扱いを問うということ。2点目は、農地バンク設置の進捗状況を問う。3番目に、バイオ発電所の火災について。4番といたしまして、今回最後の定例会を迎えられます久保町長、16年間の最終定例会ということでお伺いをさせていただきます。

それでは1問目から入らせていただきます。令和6・7年度で、防災行政無線の更新工事が、予算額3億7393万円をかけて行われていて、最終局面だと思います。

そのような中、広報たき11月号において、「戸別受信機は廃止になります！」と発信されました。このモニターに映されている広報たきのそのものずばりでございます。

戸別受信機については、昨年6月議会におき一般質問で議論させていただき、更新した防災行政無線でも、新たな戸別受信機は取付けが可能であり、一定の負担金は必要であるが、取付けができると私ども全員と、職員・行政の方の共通の認識だと考えているところです。

そこで伺います。文章中の「戸別受信機は廃止になります！」。この文字で感じる響きは、戸別受信機は一切なくなると発信されたように見てとれるわけですが、見解をお伺いします。

**○議長 (志村 和浩)** 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

**○総務課長 (達 武彦)** それではただいまの質問にですね、お答えをさせてい

いただきます。昨年度からですね、継続事業として行っております防災行政無線機能強化事業でございますが、現在最終の調整段階に入っております。各屋外子局のですね、音達状況の確認、調整を行っております。この調整によりですね、原則、町内での集落でですね、放送が聞こえない地域がなくなる予定でございます。

それとあわせてですね、今年4月にリリースをしております「多気町防災アプリ」の普及活動にも努めておりまして、事業完了後はですね、情報伝達手段としての戸別受信機の活用はですね、今のところ考えておりません。ただしですね、どうしても情報伝達手段がないという場合はですね、有償にはなりますが、戸別受信機についても検討したいと思っております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） この今言った6月で議論もさせていただいたんですけども、一緒の音であっても、聞こえる方もあれば、耳が聞こえにくい方もございます。なので一概に「つけない」というのではなく、今も課長もおっしゃっていただいた、つける場合もあるということをですね、やはり全面的に出してもらわないと、もうこの文章を見ると、もう戸別受信機はないんだなというふうに見てとれるわけです。

これ夕刊三重さんの町の声という記事です。これ夕刊三重さんに許可を得て、ここに出しております。これは多気町の80代の女性の方です。課長これ見られたかと思うんですけども、もう何ていうんですか、もう諦めに近い言葉だなあと。1番思いますことは、「この受信機は、放送が聞こえず内容が分からないので設置した」と。そうであるにもかかわらず、「もう廃止」だと。先ほどの文章ですね、見て思われてここへ投稿されたわけです。「もうなくなるんですね」という投稿されたわけです。ただ、この方すごく考え方にですね、「今の時代はこれで良いと思います。」これ、僕は受け取ったのはもう諦めに近い言葉だな

あと。いいますのは1番最後の部分ですね、「長生きしているといろんなことが起こるなあと感じました。」もう諦めですこれは。僕はこの文章を読ませてもらって、この方はもう諦めを感じている。ああ無くなるんだな。何だとは言わずとも、しょうがないかっていう、もう諦めを感じておられるというふうに私は、この夕刊三重さんの町の声を見て感じたわけですが、課長どのように感じられますか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 議員御指摘のようなですね、お話、特にそのような御高齢の方からですね、広報を見て、それで問合せ等はございます。担当のほうからですね、いろいろお答えをさせていただいております。

その部分についてはですね、非常に特に防災アプリ自身のですね、普及率を向上するためもございましてですね、安易に戸別受信機のほうに誘導するというようなことはしない。原則、防災アプリで対応頂く。ただ言われましたような高齢者の方はですね、特にスマホを持ってないような方もみえますので、そういう方についてはですね、最終的に戸別受信機で対応させていただくというようにも考えておりますので御理解を頂きたいと思っております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 今も課長おっしゃってもらった、私は必要だと思われる個人の方には、やはり考えるべきであると。行政が「もう聞こえるから大丈夫なんです。」で終わりではなくって、聞こえない方も、聞こえにくい方もあるということでは考えて、それから、戸別受信機は、今後、基本は付けないですけどもそういういろんな方への対応はしていくとおっしゃったのでいいんですけども、もう一步含めたら、8年度、新年度予算で、どのぐらいを想定されますか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） まだですね、その部分について具体的な個数等は考えてはおりません。今はあくまでですね、最終調整の段階であって、音達状況、それから、アプリの普及をですね、全面的に出しておりますので、この受信機を幾つという、今の段階では計画はしております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ぜひですね、確実にもう何軒かはあるはずなので、予算はやはり、例えばですね、町内で今全部で 1062 世帯、これ全部いろんな字ずつとあるわけですが、全てについて 1062 世帯について、これ 25 年 11 月 1 日現在のものでありますが、全体で 1062 世帯の方が家に戸別受信機がついているわけですね。だから、そういう意味においては、この中でも相可一区については 118 世帯という大きな数の方、それから、災害は起こりにくいだろうという相可台にしても、43 世帯の方がつけていらっしゃる。その意味においてやはりつけていることに安心を持つ。災害は、今はもう本当に想定できない。今の「防災アプリとかいろんなもので対応できます」というのは想定内の話であって想定外のことが起こりうる今の時代、やはり安心できる材料としてもこの戸別受信機は非常に重要な、大事なものだとは私は思っております。そういう意味においてやはり、予算は考えてない、必要な集会所とかいろんなところはつけるっていう 6 月の議会での話であったと思います。その意味においては予算は必ずつけないと、また、補正で組むとかっていう話になってくる。こういう重要なことは、そんな補正でじゃなく、きちっとお金は積んでおくべきだなあというふうに思いますがいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 現在ですね、総務省の調べによりますとですね、モバイル端末、これスマートフォンを含めてですが、普及率が 97.4%という高い普

及率になっております。そういう意味からもですね、防災アプリ、これはもう自動で音声が発信をされましてですね、全く戸別受信機と同じような性能になるわけですが、こういうものを普及をしていくということを最優先しておるということを現実を御理解を頂きたいと思います。

それと予算化につきましてはですね、必要最低限の個数を予算化をしたいというふうには考えておりますが、今現在ちょっと個数幾つっていうふうなことは考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ちょっと話が変わるか分からないけど、予算をつけない。予算がないから、今、財政的に苦しいから付けない。今の考え方なんですけど、必要ないから付けない、行政の方は、戸別受信機は必要ないと考えられておるけど、町民の方では今の 1062 世帯、今現在ですよ。つけている方があるにもかかわらず、必要がないから予算は盛らない。財政的に厳しいから予算は盛らない。どっちですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 現在設置しておりますですね、旧型の戸別受信機については、行政としてもですね、全て活用されているかどうか、それと、ちゃんと動いてるかどうかという確認はしておりませんが、半分以上がですね、多分もう今性能として機能していないようなものもあるというふうにも思っております。

あと確かにですね、戸別受信機、必要な方は何人か出てくると思いますので、そこにつきましてはですね、アプリの普及、丁寧に指導というかした上でですね、その上で必要であれば付けるということで、新町長のもとでですね、新たに幾つにするかっていうのはまた検討をしたいというふうには考えております。

(前川議員より「予算はどうか。」の声あり。)

予算も肉付け予算でまた考えたいと思います。

○議長(志村 和浩) 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番(前川 勝) それではぜひですね、そういう要望というか、必要とされる方があると思います。

ぜひですね、それにはきちっとした対応をしていただけるものと、ここで思っていますか。

○議長(志村 和浩) 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長(達 武彦) 前の戸別受信機もそうでしたが個々の方にはですね、御負担を頂く金額も発生してくると思いますが、幾つかというかですね、個数は今ここ限定できませんけど、そういう方にはですね、対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長(志村 和浩) 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番(前川 勝) 付けていただけるっていう部分は、今お答え頂いたとおりですけども、もう1つだけ、そのことで、戸別受信機の必要な方というか、必要だと思われる方についての周知ですね、発信はどのような形でされようと考えていますか。

○議長(志村 和浩) 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長(達 武彦) 問合せの状況やそんなことをですね、今後、今からこれあくまでまたアプリの普及を目指すわけですが、それのお問合せ等を見た上でですね、どのようにしていくか考えていきたいと思います。必要であれば広報等で周知をしていくというようなことも必要だと考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 現実的に12月1日から戸別受信機は使われていない、使われない、使えない状況になっています。災害はいつ、もう今日にも明日にも来るか分かりません。今の課長のお話だと、アプリを普及させて説明してっていうお答えですけど、もう今現在、戸別受信機が動いていないという現実があるわけなので、災害はいつ来るか分からない、いつ起こるかわかんない中で、そういう悠長なという言葉はちょっとあれか分からないけど、災害に対しては、そのお答えでは僕は駄目ではないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） アプリは、すぐに入れることができます。現実、1分かからずですね、アプリをダウンロードしてそのまま緊急放送を聞くことができますので、その普及に努めるということが現実的だというふうに考えております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい、これも6月の議論にまたちょっと返るとこあるんですけど、アプリを入れても、アプリを起動させない動かさない方はやっぱりたくさんみえると思うんです。戸別受信機はもうダイレクトにぼんと入ってくるものだと私は理解してるんです。確かにアプリを入れました。それで、そういう動作をすることを入れておかないと、何ら関係ない、入ってるだけということになるわけです。でも災害は今日も明日も分かんないです。だからその辺はぜひですね、今後、十分に行政・課としてですね、対応を、アプリを入れるからいいんだっていうのではなく、十分対応を考えていただきたいなあというふうに思いますが、ちょっとその答えだけください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○**総務課長（達 武彦）** 防災アプリにつきましてはですね、入れてあってちゃんときちっと設定してあればですね、自動で鳴動します。音声が流れるようになりますので、その部分については戸別受信機と何ら変わらない性能だというふうに考えております。その辺りもですね、丁寧に例えば高齢者の方でアプリのインストールの方法や、作動の方を分からない方についてはですね、個別にそういう指導をしていきたいというふうに考えております。

○**議長（志村 和浩）** 答弁が終わりました。

前川議員。

○**9番（前川 勝）** なんかね、暗にもう、切捨てられていくような気がしてかなんのです。僕今の課長の答えでも。もうそんなこと言うてこない人もいっぱいあると思うんです。何かもう分からん人は分からんまま済ましていく、いつてしまう、いこうと考えてはいないんだろけども、そんなふうに聞いてとれるんです。わからない人はもう自然と切捨てられていくように思います。だから、その辺十分、拾い上げ、吸い上げ、そんな1万3000、子どもも入れてだけでも、そんな人に1軒ずつ1人ずつ全部行政が対応できるはずもございません。今の課長のおっしゃった意味のことですね。だからその辺は十分考えていただいて、誰1人そういう災害に遭わないことをですね、想定はできないという部分を十分考えていただいた対応をしていただきたいなというふうに思いますので、早急にいろんなことを対応頂きたいというふうに思います。はい。その中でですね、次ですね。

この戸別受信機2番目の問題というか、この文章の中の1つでですね、「廃棄処分については、申し訳ございませんが、各自でお願いします」と書かれています。各自で行うにしても、処分の仕方、燃えるごみ、燃えないごみ、資源なのか、どうすればいいのか、どのようにするのか記入はここには書かれていなくて定かではありません。受信機処分についてどのようにするのか対応を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 広報のですね、記事が出た後ですね。いろんな問合せがございまして、そのことにつきましてはですね、窓口いろいろ対応させていただいております。その上でですね、ちょっと周知のほうをちゃんとうちの役所のほうとしてもですね、きちっとした周知ができていなかったというようなこともありまして、ちゃんと処分の方法についてですね、12月1日の回覧です、各戸にですね、お知らせをさせていただいております。ごみステーションに出していただくようにチラシのほうを配らせていただいております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 12月号の広報で出して頂いたんですね。その前に私がこの一般質問をつくった後での夕刊三重さんの文章なんですけど、もう80代の女性なんですよね。少し文章読ませていただきます。「廃棄処分は各自でとなっています。これは受信機だけの問題ではありません。屋根にはアンテナが設置され、そこから受信機まで長いコードでつながっています。屋根に上がり、どのように撤去すればいいのか、また撤去したアンテナやコードなどどのように処分すればいいのか見当が付きません。そもそも戸別受信機は、放送の内容が分からず設置したもので、町内全体に聞こえれば設置する必要はありません」というような文章が書かれております。この方も、「こんな各自で処分せよってなんとするの。また業者さん呼んで言うたら個人でお金かけて屋根の上の外してもらわなきゃいかんのか」というようなことにもなると思うんですが、課長、お考えはいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） そういうですね、御相談も頂いておりますので、そう

いう方にはですね、どういうふうにすればいいかというような対応もですね、個々にさせていただきますので、そういう御相談あった場合はですね、現場へ行く、行って個別に対応できることはさせていただくという予定でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ぜひですね、この件に関しましても手厚いというか、形の対応を頂きたいなっていうふうに考えます。何か今回のこの文章読んで、何か、優しさとか、何かあったかさとか、何かそんなんが感じられやん文章でですね。どうもそこら辺がもう私の中でももうちょっと、これを読んだときにもうびっくりしたわけです。やっぱり町民のために何か優しく温かく、文章にしてもですね、つくっていただいて、受ける側も、「ああそんなんや」ってすっと入っていく状態に何かしていただければ、誠によかったんではないかなというふうに思います。この件ぜひ課長のほう、また対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。2番目に入ります。

2番目といたしまして、農地バンク設置の進捗状況を問うということで行います。農地の貸し借り利用につき、昨年9月、12月と一般質問をしました。それは、今後の多気町の大事な農業に対する考え方の確立を目指すこと、農業経営者が安心して積極的に農業経営に取り組むための指針であると考えます。そこで昨年12月議会一般質問におき、農地の貸し借りで多気町版の農地バンク設置につき前向きな答弁を頂いております。これは今年度中に何か形をつくるというようなことだったと記憶しております。その進捗状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） 先ほどの御質問にお答えいたします。昨年議会におきまして、農地の貸し借りを推進するため、農地バンクの設置について御質問を頂き、今後の推進を含め、進めていくことを答弁したところでございます。

農地の貸し借りにつきましては、窓口による相談から始まりまして、多くは農地の管理ができない等により耕作者を探すのが多い事例となっております。

また、担い手農家と言われる専業農家の方でも、規模の縮小をして耕作のしやすい農地に絞って経営を考えられている方もございます。農地が余っている状況となっておりますけれども、農林課としましても、相談があれば、地域の担い手農家さん、また、農業委員さんとも連絡を密にし、新規就農者等が面談で見えれば空き農地の紹介をするといった対応を行っているところでございます。

農業の高齢化、後継者不足が長い間問われているところでございます。冒頭質問がございました農地バンクの進捗状況につきましては、進んでおらないという状況でございます。ただ、農地を耕作しないと荒廃して近隣農地に影響が出ることもございます。地域の農業を守っていくためには、地域の皆さんの御協力が大切と考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） この前、また繰り返してみたいになるけど、必要だと課長も思ってたしやるけども、農地バンクの対応・体制ができていない・進まない・進まなかった、「進めなかった」というのが当たりですかね、どうなのでしょう。まさにこれ、今日のこれは新聞の木曾岬町の件なんですけども、農地バンクっていうこのがんじがらめの型にはまったものではなくてですね、これちょっと紹介させてもらいますと、要は、トマトのハウス農家さんなんか辞めたところへ、町があっせんというか、今もおっしゃったけども、町があっせんなり、新規就農者なりを、もうそこへ入ってもらおうと。そうすると経費が削減された形で、就農できるという、新規就農ができるというようなことで、今日の新聞に書かれております。これまた課長見ていただければと思うんですけど、やはり町自体がそういう流れ、システムをつくっておかない、持っておかないと、

担当がかわった毎に違う形で動いていく。だから、農地バンク、ガチッとした県がやっとなる指導しとるようなものではなく、もっと多気町、今もやってくれとるんですけども、誰でもが、担当になっても進めれるような形をつくって、おくべきだなあって思うんですけども、そういうものは何か今の言われたこと、なんでしょう、何かあるんでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） 議員おっしゃられるとおりですね、農地の集積につきましてはいろいろな方法がございます。その中で、今、町として取り組んでおるのが、地域計画において、地域の農地の集積を進めることということでございます。

国におきましても補助事業の採択条件として、地域計画の策定を義務づけているところでございます。6年度末に策定を計画しまして昨年度、取り組みをさせていただきました。農林課としましても、地域にまいりまして、現況の農地の貸し借りの状況を地図で示しながら、農家の方の御意見をお伺いしてまいりました。地域計画では、地域の農地は地域で守る、農地を利用しやすいように、次世代に引き継いでいくことが目的でございます。地域計画による地域の農地の貸し借りの状況は確認はできたところなんですけれども、担い手さん、あるいは集落営農組織に面的に集積するというのはこれからの課題でございます。

農地バンクと地域計画は、農地の集積集約といった目指すところは同じなんですけれども、農地には基盤整備の進んだ5反区画のほ場も一畝や二畝の谷田もございます。手法として、それぞれ地域に合った取り組みをうまく取り入れていくことが重要と考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** はい。そうであるので、ぜひですね、その形をつくる、今調べてもらった、いろんなどころの農地を調べてもらったということですが、それをいかにして、新しい新規就農だったり、担い手さんだったり、それから、どっかから呼び込める、それこそ事業者だったり、というようなですね何かこう形をつくっておかないと、手探りでやっていくのではなかなかできていかないのではないかなというふうに思います。

昨日町長からの町政報告の中でも、農業の持続的な発展と農村の振興を図るということを国に対して要望されている言葉もありました。やはりそれは多気町の中できちっとした形があってこそ始まる、それが多気町版の僕は農地バンクなんだろうなって、思っております。

ぜひですね、多気町版の農地バンクなるものをですね、今後手探りでもいいから、本来なら、今年度中に何か形をつくっていただけると私は楽しみにしたんですけども、形が見えてこないの今回もう一度させていただいたんですが、それに代わるような何かこう、次の世代へ送っていく、今も言われたようなことの形ですね、農林課でつくっていただく方向は、どうなんでしょうか、あるんでしょうか、ないんでしょうか。

**○議長（志村 和浩）** 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

**○農林課長（井田 保）** 先ほど御説明をさせていただきました地域計画につきましては、6年度末に各地域をまわらせていただきまして、農業者さん、区長さん、農業委員さん等の御意見等をお聞きしながら、各地域に応じた地域計画というものを作成をいたしました。

またそれには地域の農地が、どなたが今、借りられてつくっておるとかというような情報を図面上に落としまして、その地図も今年の夏頃には各区長さんにお渡しをできたところでございます。

ただ、これは10年先を目指すというのが地域計画の趣旨でございまして、本来ですと10年先にはこういった形態にしましうねっていうのがまずある

んですけれども、昨年度末ではそこまでちょっと地域の中で、10年先を見通すってというのが難しいというところで、現況の状況をお示しをさせていただきながら、今後地域でお話をしていきたいなというふうに考えております。ですので、一旦つくった地域計画というのは、その都度見直しをかけながらですね、地域でお話合いをしていくのが重要かと考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。分かりました。ぜひですね、その地域計画に沿ってですね、10年先こんなにするんだという展望というか、あるというふうにおっしゃいましたのでぜひですね、多気町、それと1つ問題はやはり農業をしているという方が、今もう、この少子化も含め、若い方はみんな街へ出てかれる。農業を継いでいくという方がもうみえない、いらっしゃらない、いや、みえるけども数が少なくなっている状況もますますひどく、激しくなってくることは想像できるところです。だから、農業を支えるやはり、3Kでなく本当に楽しいんだってというふうな思いで多気町の農業ができればいいかなっていうふうに思うところです。

今のおっしゃった計画ですね、地域計画、6年末に調べきったということですので、ぜひですね、それを生かした多気町の将来の農業を充実させていっていただけるよう、担当課として取り組んで歩みを進めていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） ただいま議員おっしゃられたとおりこれからの農業というものを見ていく中で、新規就農者だけを頼りに農業を見直していくというのも難しいですし、担い手さんと呼ばれる、大きな農業者さん、営農組合さんだけで全ての農地をカバーしていくことは難しいことは存じております。

これからはその地域々々で担っていただける方を探しながら進めていくということからも、この地域計画というのを、地元におろさせていただいたことは意味があったのかなと思いますので、この見直しについても、今後進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。次の質問に入らせていただきます。3番目といたしまして、バイオ発電所の火災についてということで、当町にとり重要な発電を行う企業であると考えておりますし、環境破壊を軽減する再生エネルギー事業であると思っております。しかし、2日続けて、11月12日午前・13日午後の出火は大変重大な問題であるというふうに考えます。あそこには囲いがあり、まさかな事はないと思いますが、横隣にはガスタンクを備えたガスの企業があり、非常に高い危険性が含まれた火災であるのではないかなというふうに思うところです。

2日間ですね、連日の火災発生とあってはならない事態が起こった。その火災につき、企業からの火災発生の原因、また今後の対策につき話があったと思うところですが、町としていかなる対応をとったのか見解をお伺いします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） ただいまの御質問でございますが、バイオマス発電所の火災につきましてははですね11月の12日13日の両日で発生をしております。

原因につきましてはバイオマス発電の燃料であります木製チップが堆積してありますですね、ヤード内、その写真にありますけど、発酵して発熱したことによるものが原因でございました。

2日目につきましてははですね、再燃いたしましたのは、一部堆積した木製チップがですね、中に火種が残っていたということで、その部分に1日目に消

火活動をやったわけですが、全部かき出して水をかけてっていうことをやったんですが、一部ヤード内に残っていたものが発熱したということでした。

町としてはですね、両日とも消防団に出動を要請してですね、事務局を現場に出動いたしまして、鎮火まで確認をしております。消火活動については、広域消防での対応を頂いております。事故の対応につきましてはですね、広域消防本部の予防課で原因究明と再発防止については、企業側を指導していただいておりますのでございまして、その内容につきましてはですね、町と情報共有をしておるところでございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） この今、写真の消防士さんがホースで水をかけていらっしゃる部分ですね、これはここからちょうど火を出てるタイミングを私は写せなかったんですけど、ここからわーっと火が出てました。それで、かき出す横へブルドーザーというのか、あれが入って、どんどん材料こっちへ出していました。そういう状況の中でその隣へ移ってかないのかなと思って物すごく心配して見ていたわけですけども、こういう状況をやはりこれは1日目の火種が残っていたから2日目が起こったっていう部分ですね、そこの部分が非常に問題だと思うんです。1日目で、確かに今、大分の大火災ある、宇和島もあった、いろんなところで大火災起こっているわけなので、人間が対応できる部分、まだこれはまだこの場内のこの部分だったでまだいいんですけどこれも材がですね、全部燃えてきたら本当に、後ろにはコンクリの壁だったと思うんですけど、隣のガス会社のほうには燃え移るようなことはないかと思うんですけども、先ほどちょっと言いました、災害なんていうのは想定できないことが起こるから災害になる、火災もそうです。想定できればみんな止めれるんですけど、想定を超えていくことが起こるから、大変な惨事になるということを踏まえた上でこ

これは2日間もこういうことが起こるといのは非常にこれはもう危ないこと、飛行機らだったらインシデント、もうこれはもう絶対危ないことだなということだと思っんですけども、そういう意味において、企業はもう重大なあれだっという感覚でお話が承れたのか、課としてそういう企業との話ですね、具体的にどうだったのかって、何か僕の中でものすごいこれ重要な無茶苦茶危ないことやなって思っんですけども、企業との対応、話の中ではいかがだったでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 先日ですね、多気バイオパワーの所長さんが見えまして、この件につきまして説明をさせていただきますということで見えました。これにつきましてはですね、消防のほうからも話は聞かせていただいております、実はバイオパワーにつきましてはですね、2年半ほど前にも1度、火災のほう、同じヤードのほうで起こしております。その時にですね、消防のほうで指導をしております再発防止対策っていうのをやっております。その写真にある煙の出ているですね、ちょうど隔壁の部分が、そこは換気部分になっておりましてそこに中にですね、換気扇があって、要は湿気のある木質チップをですね、乾燥させるために、隔壁の中を通してですね、空気を通して奥のほうに金網があるんですが、金網ところで空気を出して、空気を混ぜることによって乾燥させるというような仕組みになっていたそうです。ただしそれについて火が出たということがあってですね、もう2年半前に装置自身が停止をしておるといった経過がございます。

ただですね、今回の場合は奥にあります金網部分で発火をしております。金網部分が塞いでなかったためにですね、そこに木質チップが出て、発酵した熱で火が出たというような原因だというふうに聞いております。その部分についてですね、再度指導をした結果ですね、金網部分については、全て塞いで、その上で、貯蔵方法ですね、方法もちょっと変えると。定期的に全て出して、発

熱やそんなのがないのかも確認をするというようなことまで指導をして、そのような計画を立てた上で、消防のほうに報告をしていると内容を改めて町のほうにですね、報告を頂いております。

以上です。

**○議長（志村 和浩）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** 企業さんから、きちっとした対応がなされたということで、今後こういうことが起こらないことを祈るばかりなんですけども、いずれにしても燃やして発電しとるわけだから、どっかでは燃やさなきゃっていう部分、タービン回してるわけなので、その発酵で火が出る、確かに桑名の亡くなったRDFのあれも発酵で爆発、水をかけたから爆発やったか何か発酵のあれだったと思うんですけども、やはりその辺は十分、お話もされたんだろと思うんですけど、担当の向こうの企業の方も、それはそれで十分注意されて今後はされるんだろなというふうに思います。今後、見て行って注視して行っていただきたいなというふうに思います。次へ移ります。

はい、4番目といたしまして、久保町長、16年間の最終定例会ということで町長にお伺いします。これまでの議会では、大半が多気町の長期計画が必要であると考えていたのですが、町長は「先のことは分からない」と、長期計画「多気町総合計画」なるものなんですけど、示されることなく、これまで進められてこられました。多くの事案で出たところ勝負感が強く、議会ともよく議論があったと思っています。このことで町長からも何回も説明も伺っているわけですが、町長の最後の、このことに関する御所見をお伺いしたいなというふうに思います。

**○議長（志村 和浩）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○町長（久保 行男）** はい。それでは私のほうからお答えをさせていただきます。冒頭に、私も本会議、これが最後となりまして、こういう機会をつくって

いただきまして、議員の皆さんに感謝であります。

総合計画につきましては、私の就任した早々からもうお亡くなりになりましたけども、古い議員さん、寺村さんやら、西川さんやらいろんな議員さんから、「総合計画をなぜつくりんのや」と。で、特に言われたのは総合計画にあった火葬場の建設というのは重大事項だったんで、これを「廃止するのはどうや」ということもあったんですけども、議員も御承知かも分かりませんが、この総合計画というのは、当時の総合計画、今もそうですけど、3層建てです。基本構想があって、基本計画があって、実施計画がある。これはもともと法律に基づいて、義務づけがありました。ところが、平成23年に地方自治法の改正がありました。法律でいきますと23号で地方分権の関係で、義務づけ、枠づけというのを廃止すると。それに伴って、総合計画の策定義務はしなくてよろしいと、廃止と。これが一番大きな原因で僕はつくりません。それは地方の自主性やら、創意工夫、これをやっていけよと。そういう思いがあったのではないかと思います、私は受け止めました。自分が取り組んだのは町長になってすぐにあったのが、10年間続けた49の自治会をまわっての意見を聞く、町民の意見を聞くということをやりました。隔年ですけども。1年おきに49の自治会全部まわりました。その間の1年ずつは、各地区を回って意見を聞きました。ここで得られた意見が私の基本構想7つの理念に反映をされております。大きなのは、火葬場建設について僕は廃止をしたというのは、回ってる中で、意見は「つくってほしい」というのはあったんですけども、じゃあ「つくったらこれだけの維持費がかかります」というのをお示しをさせていただいたら、「そんなものつくりんでもええやないか」と。毎年2000万から3000万の維持費がかかってきます。年間お亡くなりになる方は当時は、平成22、3年頃は、160人から190人ぐらい。まとめてやるので、3日か4日はもう施設は全然使わない、こんな計画のものを僕はつくりません。で、そのあと、大きなのは、例えば放課後児童クラブは、そのまま継続でしたけども、まとめてやったほうがいい。それから、福祉関係では、町の福祉事務所をつかって、福祉六法と言わ

れてたやつを全部町でやろうかと。それから、1番大きなのはやっぱり働く場をつくらなければというので、当時は全然手つけてなかった工業団地、ここで工業団地を造成して、働く場をつくろうと。それから、移送サービスをやっしてほしい。いろんな御意見を頂きました。特に今出てました収納関係もそうあります。こういうことをやって取り組みをいたしました。特に自分自慢できるかなと思いましたが、前川議員、出たところ勝負の感があると言われましたけども、ちょっと先、見過ぎたかなあと思った感も実はあったんです。それは小学校、保育所も、平成26年にもうこんだけ人口が減ってくるので、統合しなければならない、ということを書いてたんですけども、結果的にはやはり町の人たち含めて、時期尚早ということだったんですけども、今は、やってよかったな。ただ、大きく違ったのは、建設費含めて3倍ぐらいになったと。当時は30億ぐらいでできるんじゃないかと言われてました施設整備が、今はそんなにかかってきた。財政計画も厳しいものになってきております。議員も見られたと思うんですけども、これが平成15年から24年までの総合計画、愛プランたきですけども、これを見ますと、人口は右肩上がり、財政も右肩上がり、何でこんなことになったかといいますと、これは当時の国の指導で、衰退する計画は認められない。常に右肩上がり、こういう計画だったんですけども、今見えますと、そんなわけにはいきませんので、今の総合計画、私のつくった基本構想といいますのは、その時期その社会情勢、町の情勢に沿ったやつにしていこうということで、今まで取り組んできております。自分なりに、16年間、ハード事業で26、ソフト関係で23ぐらいに取り組んできたんですけども、それなりのまちづくりが、できたのではないかと考えております。次の新しい町長さんの中で、この総合計画、また復活されるか分かりませんが、総合計画といいますのは、今言いました3層立てをつくろうと思うと、労力と時間とお金もかかります。で、時代にそれが合っているかというのと、なかなかそうはいかない部分が結構ありますので、私は、3年ごとの見直しをかけながら、その時期その町の情勢に合ったものをつくって来てよかったかなあと自分は今思っ

てます。いろいろ御質問も頂いておりますけど、こういうまちづくりを今までやってきました。今後も、やりたいんですけども、残念ながら、来年の2月の4日で終わりますので、私の答弁はこの辺に収めさせていただきます。

**○議長（志村 和浩）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** はい。縷々、16年間の町長のなされたことを、御発言されただんだなというふうに思います。ただ今もおっしゃったように、議会としては、ぜひ10年という計画を、頂点を登っていくのであれば、町長ももっとう肩の荷がおりた、違うやり方も自分の7つの基本構想もあったわけですけども、ことができたのではないかなっていうふうに思わないではないです。ただこれはもう町長、これまでの残された実績はすごいものがあるし、やってこられたというふうに思っております。それもこれもやはり優秀な職員の皆さんがいらっしやったことは町長ももう、当然思っただらっしゃると思うんですけども、それに尽きるというか、町長1人で何か全部できるわけではございません。それにはやっぱり議会の協力も、たくさんあったんだろうなというふうに私は自負もするところもございます。新しく変わったわけではないんですけども町長のこれまでの御経験を話されたし、今も言いましたが、結果を残されているので、これ以上もう私がこのことと言うことはございません。

町長は何か。

**○議長（志村 和浩）** 答弁を求めます。

久保町長。

**○多気町長（久保 行男）** ありがとうございます。議員おっしゃられたように、町長が仕事全部できるわけではありませんので、それは、役場の職員全部のおかげと、それから議会の皆さん、それから町民の皆さんのおかげだと思っております。特に自分この16年間で、特に力入れてやったのは、やはり多気町から若者が出ていかない、町で働く場をとというのが、特に私の思いでありましたので、やはり今がチャンスやと思ったら、もう町長自ら出向いて、例えば企業誘致だ

ったら、議会の皆さんに怒られるか分かりませんが、そちらをちょっと抑えてでもそちらへ出向いて企業と交渉すると。こんなやり方をやってきまして、おかげさまで多くの企業さんが多気町に張りついていただいたと。これも自分だけではできませんので、議会の皆さんそれから、特に職員がよく動いてくれた。本当にこれに尽きると思います。いろいろとありがとうございました。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 久保町政 16 年間、様々な事業をなし遂げられてきました。

私町長とは、平成 18 年の 7 月の議会議員選挙で、同期でありましたので、若輩僭越ではあるわけですが、長らくこの 4 期 16 年間を務められましたこと、本当にお疲れさまでございました。御苦労さまでございました。

今後におかれましては、お体に留意され、これからもますます御活躍されますことを祈念いたすところでございます。

これで終わらせていただきます。

○議長（志村 和浩） 以上で、前川議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩をとります。再開は、10 時 10 分といたします。よろしく願いいたします。

(10 時 01 分)

(10 時 11 分)

**（5 番 松木 豊年 議員）**

○議長（志村 和浩） それでは休憩を解きまして、再開をいたします。

2 番目の質問者、松木議員の質問に入ります。

5 番 松木議員。

○5 番（松木 豊年） 日本共産党の松木豊年です。一問一答方式で、多気町の生活保護行政について、佐奈川の白濁問題等について、物価高騰対策、この 3 つについて質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、生活保護の問題です。生活保護をめぐる裁判で大きな変化がありました。これからの生活保護行政の在り方が問われております。憲法 25 条の生存権の規定、すなわち、第 1 にすべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、このこと。第 2 に、国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。国民の権利等、国の義務が憲法 25 条によって示されております。この規定に沿って、生活保護行政が進むことを期待して、以下質問をさせていただきます。

6 月 27 日、最高裁の第 3 小法廷で、2013 年から 3 回に分けて行われた生活保護基準の引下げは違法であるとして、各処分を取消しを認める判決を言い渡しました。この最高裁の判決について関わって質問をいたします。

まず、この判決の内容と、判決についての基本的な見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの松木議員の御質問にお答えさせていただきます。本年 6 月 27 日の最高裁第 3 小法廷判決は、平成 25 年から実施された生活扶助基準の引下げについて、国、つまり、厚生労働大臣が告示で改定した基準を前提に、福祉事務所長が行った保護の減額決定を取消したものでございます。自治体が独自に基準を下げたわけではなく、国の基準改定の一部が違法だったため、その基準に基づく各減額決定が違法と判断されたという位置づけになります。

判決のポイントは 2 つでございます。第 1 に「ゆがみ調整」と呼ばれる年齢や、世帯人員、地域ごとの基準額のバランスを統計に基づいて見直した部分につきましては、その検証方法に問題はなく、また増額・減額の影響を半分に抑える「2 分の 1 処理」も子どものいる世帯の負担を抑えることや、受給世帯間の公平を図るという点では、一定の合理性があるとして、ここは違法ではないとされました。

第 2 に、一方で、「デフレ調整」と呼ばれる物価下落率 4.78%だけを直接の

指標として、生活扶助基準を一律に引下げた部分におきましては、本来重視すべき「一般低所得者世帯の消費実態との均衡」という考え方とのつながりが十分に説明されておらず、物価と最低限度の消費水準の関係について、専門的な説明も不十分で、さらに基準部会などの専門家による審議も経ていなかったことから、「判断の過程・手続に過誤・欠落がある」として、厚生労働大臣の裁量の使い方が行き過ぎであり、違法であると認定しております。この結果、違法な基準を前提に行われた各減額決定は、取り消されるべきだとされたものです。一方で、国に対する国家賠償請求につきましては、当時の経済状況のもとで生活扶助基準と一般国民の生活水準の間に不均衡があったと判断したことや、物価を改定の参考とすること自体は、一般論として否定できないことから、「注意義務を尽くされなかったとまでは言えない」として、賠償責任は認められておりません。

多気町といたしまして、この判決は憲法 25 条及び生活保護法 3 条・8 条 2 項の趣旨に沿って、最低限度の生活水準は「統計と専門的知識に基づく検証」と「透明で丁寧な手続・説明」によって決められるべきであり、その前提を欠いた基準改定は、国の裁量であっても、司法のチェックを受けるという考え方を明確にしたものと受け止めております。

当方の役割といたしましては、国が定める基準のもとで、生活保護を利用されるお 1 人お 1 人の権利を守りつつ、適正で丁寧な運用を徹底していくことだと認識しております。

**○議長（志村 和浩）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5 番（松木 豊年）** かなり詳しい内容にまで踏み込んで見解を述べていただきましたけれども、基本的な見解をお伺いした中身はですね、国の司法による決定がされたわけですので、この問題を深く受け止めて、改めて生活保護行政の根本的な見直しが問われているのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 今回の国の最高裁の判決というのは、議員様おっしゃるとおり、こちらの25条等、しっかりもう1回見詰め直して、生活保護者の皆様に丁寧に対応していくことっていうのを意味づけているものだと考えます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 先ほど御説明もありましたけれども、この3回に分けて、この基準の引下げが行われたわけですけれども、平均で6.5%、最大では10%、約1割の引下げであります。年間の削減額は670億円になります。このことが違法であるというふうに司法は断罪しました。個人の尊厳と、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、つまり、憲法13条と25条を侵害した、このことに対しての司法の判断であったというふうに思います。この点を踏まえて、生活保護行政の改善が求められると思います。

次に、この判決が多気町の生活保護行政にどのような影響を及ぼすのかについて伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） はい。今回の最高裁の判決を受けまして、多気町の生活保護行政の主な影響におきましては、国がこれから示す「新しい基準」と、「差額の支払い」への対応でございます。国は最高裁の判決を受け、専門委員会を設置し、報告書を取りまとめ、11月末に公表されたところでありますが、今後、厚生労働省から具体的な方法が示されると思われれます。

多気町といたしましては、その国の方針に従いまして、対象となる方と期間を洗い出し、保護費を計算し直して、不足部分があれば、支給する事務を行うことが予想されます。同時に対象になる方に分かりやすくお知らせいたしまし

て、相談を受ける窓口も設置していく必要があるのではないかと考えております。このように差額支給や周知などの事務が今後、一時的に増えることが見込まれますので、国・県の動きや県内の福祉事務所の状況も確認しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今後の支給の見直しについては、政府は一定の考え方を示しておりますが、原告団やそれらを支援する方々は、それ自身も違法であるという認識に立って、例えば法学者も、昨日だったと思いますが、125人ぐらいの方の声明が、新たな国の支給の方針についても、これも違反であるということも言っておられます。したがって、おっしゃったように、国や何かのこれからの動向も注視しながら、丁寧な対応が求められると思いますが、いずれにしても、この判決は6月に下されてる、もう半年経とうとしております。その間、何も生活保護を受けてらっしゃる方、受けておられた方については、基準の見直しに基づいた措置がとられておりませんので、早く、可及的速やかな対処が求められていると思います。それについても国の方向性が示されない限り、町としては、動きはとれないと思いますが、ぜひ、一定の方向性が出たときには、また、よろしくお願ひしたいと思いますが、関連してですね。この生活保護の基準が、変更することに関わって、様々な町の行政もまた影響してくるかと思ひます。例えば、就学援助制度など、あるいは個人の住民税の非課税世帯の限度額の変更など、47の制度に影響を及ぼすというふうに言われております。これらを1つ1つ丁寧に影響がどうなっているのかについて、これ町全体の、これは行政、仕事に関わることだと思ひますが、影響してくると思われまひます。

教育長、例えば先ほど述べました就学援助制度に関わっての限度額ですね、基準額、生活保護の支給基準、大きく影響すると思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めまひます。

小林教育長。

○**教育長（小林 真一）** ただいまの御質問にお答えしたいと思います。またこれにつきましては、国のほうの指示を待って私どものほう速やかに対応したいと考えております。

以上でございます。

○**議長（志村 和浩）** 答弁が終わりました。

松木議員。

○**5番（松木 豊年）** 改悪が行われたときは、国のほうも、引下げに沿って、指示が細かく、47の制度について、内閣府のほうから示されていたと思いますので、またこれらの指示が全然来てないというのも、私は問題だと思いますけれども、これについても、就学援助制度に限りませんが、多くの分野にわたって影響があると思います。例えば保育園のことについても関わってきますし、そういう点で、私たち自身も、大きな問題であるということを改めて、認識する必要があると思います。次にいってよろしいですか。

もう1つの、裁判がありました。鈴鹿市で生活保護を受給されている方の障がい者の車の保有に関わっての問題であります。名古屋高裁で示されましたけれども、通院に使うための車を保有していた身体障がい者の女性が、鈴鹿市の指導に応じなかったということを経由に保護費の支給を停止したということで、これは違法ではないかということで裁判が行われました。結果的に、6月の26日に名古屋高裁は、一審津地裁に続いてですね、この処分を取消して、市に賠償を命じる判決が、これは確定しております。

また、数か所は別の同様の訴訟、車の保有に関わっての訴訟でも、身体障がい者の車利用をめぐる、生活保護を停止したという事案がありました。これも、これは最高裁までいって、鈴鹿市が敗訴しております。

生活保護受給者の車の保有についての鈴鹿市の判決について、どのようなお考えを持っておられるか、見解を伺います。あわせて、多気町においても同様な事案があったのかないか、これについても、お伺いしたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの松木議員の御質問にお答えさせていただきます。鈴鹿市におきまして、通院等に用いる自動車の保有を理由に生活保護の支給停止に至った処分が違法と判断され、処分取消しと賠償が命じられた事案と認識いたしました。

当町の基本的な見解をお伝えさせていただきます。生活保護制度におきまして、原則、車の保有は認めておりません。しかし、生活保護制度の理念である「最低限度の生活の保障」と「自立助長」に照らし、自動車保有の可否を一律に決めるのではなく、個別事案に即して、必要性・相当性を丁寧に判断する必要があると考えます。

具体的には、障がいの特性や通院頻度・距離、地域の公共交通の有無と利便性、代替手段、車両の資産性や維持費の妥当性を総合評価し、保有を認める場合は、用途や運転者の確認など必要最低限の条件を確認いたしまして、定期的な見守りをしていきます。

行政指導におきましては、被保護者の自発性を尊重し、必要最小限にとどめる必要があるとも考えます。

資料提出の恒常的義務づけなど、過度な独自運用は避け、仮に不備があっても直ちには停止・廃止とはせず、助言、期間延長、代替資料の容認や移動支援の提示など、段階的対応を尽くしたいと考えます。

続きまして、先ほどの鈴鹿市と類似した事案があったかどうかという御質問にお答えさせていただきます。現在、被保護者の方々におきましては、今年度、車を所持している者はありません。類似した事案はございませんが、過去の事例といたしましては、自動車の保有・利用を認めているケースはございました。

いずれも就労または就労準備、または通院のために必要と判断したケースでございます。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 鈴鹿市の裁判についても、かなり立ち入って調査してお答え頂きました。

過度な指導を2つの事案とも行ったこと、この指導の中身が適正を欠いているということで行われたわけですけれども、例えば車の使用簿の提出を微に入り細に入り、かなり個人のプライバシーにまで踏み込むようなところまで詳しく求めて提出を求めるといったことがあったということの、指導の内容ですね。それと、車を持っているんだけど、それについて、保有資産の資産価値がどれぐらいあるのかということを探るといって、廃車の手数料だとか、その見積り書を出すようにいって、当該の方は出したんですけども、同じ見積りをあと2社出ささいと。相見積もりで出ささいというようなことをかなり執拗に本人はもう、資産価値はないんだから、そんなに2社も、出す必要ないだろうというようなことで、対応した結果、裁判になって、市の指導は誤りであるということになったわけです。

ちなみに、これをめぐって、日弁連の会長の声明が出されていますが、先ほどの見積り書の件で、身体に障がいのある生活保護利用者に対し、自動車の保有を認めなかっただけでなく、提出済みであった自動車の処分に関わる見積り書とは別に、2社以上の見積り書を提出するよう求め、それに応じなかったということを理由に生活保護の停止を行ったということですから、かなりひどい仕打ちであるというふうに、日弁連の会長声明でも、このことについて断罪をしているわけです。

今多気町の場合は、現在は、車の保有者はいないけれども、過去には、就労の今後の可能性や通院のめぐっての問題で、認めたことがあったということでもありますので、適正な配慮を指導をしていただいたのかなというふうに、改めて思いました。

コロナのときに、一度車の保有についても、一般質問で取上げさせていただ

きました。このときは、もう、細かいことはちょっと省略しますが、厚生労働省も、生活が困った場合には、とにかく生活保護の申請をしてくださいということで、国民にそのことを呼びかけた時期でもありました。非常に大変な状況が国全体を覆っていましたので、当然の国としての姿勢であったというふうに思いますが、そのときにも、一般質問でちょっと取上げさせていただいたときに、同様の対応をするということの、回答頂きましたので、この点については、安心できる中身かなというふうに思っております。次の方に移ってよろしいですか。

同じこれ鈴鹿市の問題ですけれども、9月にですね、生活保護を申請した方に対して、窓口で申請者の財布の中身を確認していたことが、報道されました。新聞社は、中部地方全体についても調査をされたようで、その一環として、多気町でも、同じようなことがあったというようなことが、幾つかの自治体と合わせて示されましたけれども、そのときに、お伺いをして、多気町でもあったということで、課長からも直接伺いました。

その中身について、改めてお伺いするわけですが、多気町でも財布の中身を確認するという作業が申請の手続の過程であったかどうか。そのときのヒアリングでは、今年度1件であったけれども、過去にもあったかも分からないというようなことで、調査をしてみますということでしたが、その調査の結果も含めて、御説明ください。

**○議長（志村 和浩）** 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（森本 直美）** 先ほどの松木議員の御質問にお答えさせていただきます。

本町における財布の中身の確認に関する事実関係について申し上げます。令和7年度、今年度の対応事案におきまして、生活保護の申請手続の過程で、申請者御本人が申請書の記入に必要な預金額を自己確認するために、相談室内のテーブルに御自身の財布から現金を取り出されたケースが1件ございました。

職員はこの際、申請者の同意を得た上で、申請者と同時に金額を確認いたしました。相談、申請対応はプライバシーに配慮した個室で実施しております。

厚生労働省におきまして、申請書における現金欄の運用の規定はありません。当町において財布の中身を確認する運用はしてきておりませんが、今回の1件につきましては、申請書に記入時に御本人が財布の中身を出されたので、同席していた職員が同意のもと、一緒に見せていただいた状況でございます。職員が財布の中身の提示を求めたり強制した事実はございません。基本申請者からの自己申告の取扱いとはしております。なお本件につきましては、新聞社からの照会に対しまして、ただいまの申し上げた事実関係を回答しております。

過去の状況についてでございます。過去に生活保護の申請相談や申請手続にあたった担当職員から改めて聞き取りを行いました。申請者の方に対して、職員が財布の中身の確認を行った事例は確認されませんでした。あわせて、当時の記録についても確認をさせていただきましたが、本町ではもともと財布の中身を確認するという運用を定めておりませんでしたので、そのような確認を前提とした記載や職員から申請者に提示を求めたということをうかがわせるような記録も残っていないのが現状です。以上から、過去の運用におきましても、申請者の財布の中身を職員が確認する対応は行ってこなかったものと、私としては認識しております。

**○議長（志村 和浩）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** 一度ヒアリングでお伺いしたときには、財布の中身について、確認をするというのを、申請を援助するという立場でされたというふうに伺いました。でその時も私申し上げましたけれども、御本人が「財布の中身を見てください」というふうに、仮に、仮にですよ。申請者が言ったとしても、それは、行うべきではないというふうに考えます。といいますのは、その財布の中身を確認したからといって、資産内容全体が分かるわけでもありませんし、これは、意図的にあるかどうかは別にして、その作業を行うこと自体、やはり

申請者の尊厳を傷つける中身につながっていく人権侵害であるというふうに、  
思いますが、いかがでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの松木議員の御質問にお答えいたします。

財布の中身の確認は、申請者の尊厳やプライバシーへの配慮が不十分であれば、  
人権侵害につながり得る行為であるとも考えます。

本町の基本的な考え方は、生活保護制度の趣旨である申請権の保障と申請者の  
尊厳、プライバシーの保護を最優先に、必要最小限かつ適正な事務の範囲で  
運用をしていきたいというものです。したがって職員が申請者に対し、財  
布の中身の提示を求めたり、強制することは行いません。相談申請の場合は原則  
として個室で実施し、所持金の確認は自己申告を基本といたします。

今回の報道を重く受け止めまして、生活保護申請受付事務マニュアルを作成  
いたしました。こちらのほうには、注意事項として、資産申告の現金欄におい  
ては、申請制のため、財布の中身を確認するようなことはしない旨を明記いた  
しました。

今後とも、申請者の尊厳と人権の擁護を最優先に、法令、通知の趣旨に沿っ  
た適正で丁寧な対応をしていきたいと考えております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。マニュアルを検討したいとい  
うことも言っておられましたので、早速それを実行していただいたことについ  
ては、誠に感謝したいと思います。

この問題について報道した中日新聞が、財布の中身をめぐっての社説が出て  
おりますのでちょっと紹介したいと思います。9月6日付けの中日新聞、全文  
は長いので、部分的にだけちょっと紹介したいと思います。生活保護をめぐっ  
ては、自治体の担当部署が申請希望者に申請書類を渡し渋るなどといった水際

作戦が各地で問題になっていました。これ、かつてのことですね。小銭まで出させて確認をするのは精神的な負担を与えて申請をためらわせる意図があるのではと勘繰られかねないやり方。自治体のこの姿勢について厳しく批判をした上で、むしろ困窮者にはためらわずに申請を、と呼びかけている。国の姿勢とは不整合であろう。これためらわずに申請をというのは、コロナのときに、厚生労働省が国民の皆さんにインターネットも含めて呼びかけた中身です。これからもう大分たっていますけれども、まだその姿勢に、自治体での担当者、自治体全体がまだ立っていないんだということを、かなり警鐘を乱打した社説ではないかというふうに思います。先ほど、マニュアルを作成して頂いたということですので、関連して次の質問に移りたいと思いますがいいですか。

「生活保護のしおり」についてです。今年の1月に改定されたというふうになっておりますが、この多気町の「生活保護のしおり」について、どのような活用をしているのかについて、説明を求めたいと思います。

**○議長（志村 和浩）** 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（森本 直美）** 先ほどの松木議員の質問にお答えいたします。

「生活保護のしおり」につきましては、生活にお困り事を抱えて相談にこられた方に対しまして、制度を正確に理解していただくための説明資料として、活用しております。

まず、どのような方にお渡ししているかについてですが、対象は生活が苦しく、生活保護を受けたい。また、生活保護の制度を知りたいといった相談をされる方やその御家族が対象になります。

次に、どういう場面で活用しているかについてでございますが、当町の運用といたしましては、まず、福祉総合相談窓口がありますので、福祉総合相談として状況を把握し他法他施策の制度も説明した上で、生活保護制度が必要な方にしおりを使って説明をしております。

また、生活保護を受けるかどうかはまだ決めていないが、制度の内容を知り

たいという相談の場合にも、その時点ですぐにしおりをお渡しし、内容を説明しております。

このように「生活保護のしおり」は、生活にお困りの方が最初に窓口に来られた段階から、他制度との比較検討、制度説明、申請希望の確認に至る一連の相談プロセスの中で、相談者本人または御家族が制度内容を共有し納得して判断していただくための共通資料として活用しているところでございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今、説明していただいたのが、私も頂きましたけども、「生活保護のしおり」ということで、これは手作りですよ、職員さんの。私も一部欲しいということでお願いをしましたら、プリントアウトしていただきました。

日常的にはどこに置いてあるんですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 日常的には職員が印刷して持っております。そのような状況です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 私がお願いした時もコンピューターから印刷していただいたので、コンピューターの中にしまっているのかなと思いましたが、日常的に困ったりして相談にまでいかなくてもですね、生活保護について知りたいなという方が、自由にとれるような頂けるような環境にはないのかなというふうな今の御説明を伺って、思いました。

この中で、民生委員と福祉事務所の関係について、しおりの中でですね、書いていただいていることありますが、民生委員さんは身近な相談役であり、福祉事務所とのパイプ役でもあります、ということで、民生委員さんと福祉事務

所の関係を簡潔に書いていただいておりますが、私これ、生活保護を説明したりする上での説明文としては適切を欠いているというふうに思います。それと、活用の仕方も、いろんな相談のところで活用をされるということの説明もありましたけれども、これは困ったら生活保護の申請をしてくださいという政府の姿勢ともかなり乖離していると思います。民生委員さんと福祉事務所のこれは一般的な関係を言っただけであって、申請については、申請の相談がもうあるわけですから、民生委員さんとの関係をここで述べる必要はないんですよ。逆に述べると間違いだと思います。ここで、申請に関わって、もう相談を受けてるわけですので。ということで、このしおりの目的や、使い方が、もう1つ、焦点が定まっていないというふうに感じるわけです。そこで、改定もの作業も準備しているということで伺いましたけれども、その辺の検討内容を簡潔にお示し頂けますか。

**○議長（志村 和浩）** 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（森本 直美）** 先ほどの松木議員の質問にお答えさせていただきます。今回、生活保護申請マニュアルを作成した上で、ここで「生活保護のしおり」をもって説明するということにもさせてもらってるんですけども、このマニュアルを作成した上で、「生活保護のしおり」をもっと分かりやすく利用しやすいものに変えていこうということで、今、校正段階でしおりをつくっております。

そちらのしおりについて、どのようなところを改正したのかということをお説明させていただきます。より分かりやすく丁寧な説明にしたいということで、具体的にはまず全体にふりがなをつけ、高齢者の方や読み書きが苦手な方にも読みやすい構成としております。あわせて、憲法 25 条に基づく権利であることや、親族がいるからといって必ずしも生活保護が受けられないわけではないことを明記いたしまして、誤解やためらいを減らす表現を追加しました。また、生活保護の 8 種類の扶助につきましての説明を追加するとともに、一時扶助で

ある紙おむつ代等、実際に利用し得る給付メニューの具体例も加え、早めに相談していただきやすいよう工夫をしております。先ほど松木議員の御指摘にあった、民生委員様の質問は確かに一般的なことでございまして、こちらの説明を削除いたしまして、代わりに担当者であるケースワーカーが、定期的訪問をすることや、困っていたら、相談頂くことを追記して、今、改定段階としております。

そのような状況です。

**○議長（志村 和浩）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** ありがとうございます。私、改訂の作業をしているというのをヒアリングの直後には伺ってませんでしたので、ぜひ改訂してもらいたいということで幾つか紹介しようと思っておりましたが、詳細な紹介は省きます。

1つは、この「生活保護のしおり」は、権利の言葉が一言もないんですね。ですので、権利なんだということを入れていただいたということでしたので、非常にありがたいなと思っております。国立市もちょっと、生活保護の理念、保護を受ける権利がありますということで、最初を書いて、表紙の次にですね、書いているのがありましたのでちょっと見本で持ってきました。それとふりがなを付けているっていうのも、これもすごくいいことだなと思ひまして、これ南魚沼市のやつですけどもこれ全部漢字に振り仮名がついております。それと、京丹後市はですね、生活保護は国民の権利ですということで、独自のチラシを担当課が作成をして、全所帯に2回にわたって、配布したというようなことも新聞記事で見受けました。2回目のときはですね、生活保護を受けて、生活を立て直して、就労につながった事例だとか、そういったことも紹介されたということ聞いております。

ということで、今改定中の作業中だということで、非常に安心をできるわけですけども、あわせてですね、多気町の生活保護の実態、受給者の実態につ

いてもちょっと調べてみましたが、ほかの市町と比較できる資料がありませんでした。平成30年のときの資料がありましたけれども、何と29自治体中29市町の中で、下から2番目なんですよね、多気町、保護率が2.63人になっています。その後どうなってるかはちょっと比較しようがないので、多気町単独の人数で保護率示されたものがありましたので、ざっと見てみましたが、平成30年が2.63ですが、その後、2.1、2.3、2.4、2.6、2.4、2.7ということで、恐らく、この下から2番目か3番目か分かりませんが、あまり保護率がよくなっているとは想像するに難くない。1番いいのはですね、この30年のときは、お隣の松阪市です。県内で1番いいのは、14.44というふうになっていますので、かなり、保護率が違うと思います。このことも念頭に置きながら、やはり、先ほどしおりを改定するということの御説明がありましたので、ぜひ困った方を埋もらせないで、ぜひ、とにかく相談に来てもらいたいということの発信をですね、町挙げて強めていただきたいと思います。

事務所を町単独で抱えている多気町においても、この点でも大きな前進が期待されるわけですが、町長一言。この生活保護行政の点について、一言、これからもう長くはないと思いますが、後の職員の皆さんに、託す言葉をぜひ、一言お願いしたいと思います。

**○議長（志村 和浩）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○町長（久保 行男）** 命はまだありますので、任期があと少しですけど、はい。

私も町長になって、2年目に、多分、東日本では多気町だけかと思います。町が福祉事務所を作ってるの。そこで作る時にも、県の担当の人からも、ぜひ前向きにということで、正直言ってやってよかったなど。今言われました特に生活保護行政につきましては、職員も一生懸命やってくれています。ただ今と当時と若干違うのは、生活保護法の中に、保護を受けられる人もやはり権利もあれば、一方で義務もありますので、その辺のバランスも見ながら、これからもやっていってくれると思います。ちまたの声をそのまま映しますと、やはり働

かなくても、お金がもらえる。そういう制度でもいけないし、困ってる人には助けなくてはいけないということもありますので、その辺のバランスを考えながら、うちは仕事取り組んでいくと思いますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） 町長のちょっと認識がまだ改まってないなというふうに改めて思いましたけれども、次の質問に移ります。

佐奈川の白濁問題についてです。地元住民初め多くの方から指摘されております。改めて町としてどういう苦情が寄せられているのか、簡潔に御説明ください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山環境生活課長。

○環境生活課長（高山 幸夫） 佐奈川の白濁問題につきまして、住民の方から寄せられる苦情等につきましてですが、佐奈川工場直下の水路につきましては、白濁が発生しております。特に、井戸谷側からの流れとの合流地点にある堰におきまして、白い沈殿物が浮遊しており、晴天時でも、薄い白濁が見てとれるような状況でございます。

近くを散歩される住民の方からは、日頃から白濁の通報があります。また、稲作農家からは佐奈川から白濁した水を水田に引き入れることについてブランドイメージの低下を危惧する声であったり、育苗箱へのミストの散水時のノズルの詰まりであるとか、水田の表面に薄く、白濁の沈殿があることについてのきらい等の声が上がっております。ほかにも漁業関係者からは、鮎のえさとなる、苔の育成に関する悪影響を心配する声があります。

この白濁した水が生態系や稲作の生育に実際に害を及ぼしているかどうかについて因果関係を証明することは非常に困難となっております。

役場から採石業者には、再三にわたり、住民からの苦情のあることを伝え、

白濁させないように注意をしていただくよう、促しておりますが、一向に改善できていないのが実情で困っている状況でございます。

以上です。

**○議長（志村 和浩）** 答弁が終わりました。

松木議員

**○5番（松木 豊年）** 白濁、井戸谷だとか前村とかに限らず、もっと下流のほうまでずっと流れているという認識は皆さんお持ちだと思いますけれども、そういう状況にあると思います。

しかし、実害がある方については、いろんな面で、細かく把握できていないというのが実態ではないかと。つまり、実態の把握が、しっかりできていないのではないかなという印象を持ちました。

そこで、これも、町のほうも、御努力されて、令和3年から佐奈川白濁問題連絡会議を立ち上げて、関係者が集まって、取り組んでいるということ伺いました。

この中身について簡潔に御説明ください。

**○議長（志村 和浩）** 当局の答弁を求めます。

高山環境生活課長。

**○環境生活課長（高山 幸夫）** はい。以前までは、公害防止協定等結んでおりますので、それに基づきまして多気町及び採石業者と、地元住民の間で、現場立ち入りをし、情報共有をしておりました。しかし佐奈川の白濁が一向に収まりませんので、佐奈川の河川の管理者、上流部分につきましては町です。中流部分が県、下流部分につきましては国ということで分かれております。それぞれの管理者が白濁の状況を知り、その対策について一緒に協議する場が必要であるという考えに基づきまして、多気町から各機関に呼びかけをさせていただき、開催するようになりました。

構成者としましては、国土交通省の櫛田川出張所、三重県の松阪環境室、また建設事務所の管理課、多気町では環境生活課と建設課等が入っております。

会議では白濁の現状であったり、浄化技術等の先進事例等を共有しながら、情報をそれぞれが確認し合っているような状況でございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） 松阪地域の防災総合事務所の環境室、つまり防災事務所が関わっていただいているという事は、防災についても、ここで協議をしているという理解でよろしいですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山環境生活課長。

○環境生活課長（高山 幸夫） はい。防災事務所の中に環境室が置かれておりますが、主に環境面の担当の方ですので、防災上はそれほど今まで議題に上がったことはございません。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） 事務所の対応について幾つか、質問したいと思いますけれども、沈砂池だとか、洪水調整池、あるいはそれに関わってのろ過装置などは、事務所との関係では、いろいろ意見交換や対策として示されているというふうに、伺っていますけれども、なかなかこれ、効果が示されていないということなんでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山環境生活課長。

○環境生活課長（高山 幸夫） はい。採石法に基づき、採石の事業を行う上での基準を示した経済産業省の基準書等もございます。そういったものをもとにですね、白濁のもとになる粉じん、こういったものの、減らす対策であるとか、またそういう施設の沈砂池等をどのぐらいにすべきかとか、排水の基準につい

でも、いろいろと決められておるんですけども、それに基づきまして、県の指導、計画の認定におきましての指導があると思います。それらを受けてですね、採石業者のほうも、それなりの施設の整備をされておりますけれども、かなり広大な採石場の面積を有しておりますので、普段は晴天時とはそれほどはないんですが、雨が集中して降るような時期には、佐奈川に流入する部分が多くありますので、それらが佐奈川を濁してしまい、数日間、白濁がとれない。非常に粒子が細かいものですから、沈殿がしにくいので、濁りをすぐに収まらないような状況が続いているというような状況です。

以上です。

**○議長（志村 和浩）** 答弁が終わりました。

松木議員

**○5番（松木 豊年）** 次の質問にも少し関わったような、御説明を頂きましたけども、採石業者がですね、採石法に関わって届出を毎年しなければいけない報告書がありますが、その附表の中に、災害防止の施設というのが項目がございます。

この災害防止施設の中では 10 項目のチェックがありまして、その半分がですね、汚濁防止という項目なんです。つまり、採石法の関係では、災害防止と、汚濁ということの関係が非常に密接であるということで、先ほど紹介をしました施設がそれぞれ例えば洪水調整池があるのかとか、ろ過装置があるのかとか、そういうのが、5項目ぐらいチェックがあるんですね。で、このチェックがかけているにもかかわらず十分機能してないということが私問題かなというふうに思いまして、これらについては、毎年、県のほうに報告が行ってるわけですけども、その中身がですね、多気町にもきちっと伝わっていないかなというふうに思います。当該する自治体が、その問題について情報を共有して、必要な意見を述べるということは当然、しかるべきことだと思いますが、この附表なども含めて、これを多気町が知るような機会がこれまでもあったのでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山環境生活課長。

○環境生活課長（高山 幸夫） はい。松木議員が言われております採石法施行規則第 11 条の規定による報告書でございますが、これは採石業者が町やとか県のほうに報告するものではなく、1年に1回、経済産業省が採石業の統計をとるために、その業者から報告を求めるものとなっております。

その中には、採石業者の設備状況であったり年間の石材生産量、それから災害の発生状況等の統計資料にまとめるための報告を求めるものでございます。これをもとに採石業者に対して技術指導や勧告を行うために活用するものではないそうでございます。

また、この報告内容につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の採石業者の業務の状況に関する報告書の集計というサイトのほうで見ることができますが、これは個々の業者ではなく、それぞれの管轄する中部であれば中部の産業局のエリア単位での集計とか、そういったものが閲覧できるだけで、その業者の資料として見ることはできないというところがございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） 先ほど公害防止協定を結んでいる関係で、いろいろ話合いをしているということを伺いました。これは水質汚濁法の法律との関係でつくられている協定だと思います。それと、採石法はですね、県知事が許可を採石業者に許可を与えるわけですので、今の説明はちょっと納得がいきません。ただ、統計をとるためだけではなくて、許認可に関わることでありますので、その認識はちょっと違いますけれども、いずれにしてもこの2つの法律が大きく関与しているわけですので、この法律をきちっと実のあるものにしていくための努力が必要だと思います。こうした法的な規制が必要ですが、事業者が社会的役割、企業としての社会的役割をしっかりと自覚してもらって、事に当た

ってもらふことが大前提として必要だと思いますので、この点での対応を強く要望しておきたいと思います。時間がありませんので、答弁はなしにして、次に移ってよろしいでしょうか。

11月21日に閣議決定がされた、経済対策ですけれども、今もう、国会での審議に入っております。この中で、重点支援地方交付金も示されております。この活用についての基本的な考えをお伺いいたします。

**○議長（志村 和浩）** 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

**○総務課長（達 武彦）** ただいまの御質問でございますが、先ほど議員言っていたのとおりですね、11月21日に閣議決定をされております国の経済対策のうちですね、物価高騰対応対策の家計向けの支援っていうのが5.1兆円でございます、そのうち重点支援地方交付金ですね、言われましたのは約2兆円と言われております。

多気町に交付される金額についてはですね、正式には決定されておませんが、約1億数千万円になると考えられております。いずれにしてもですね、国のほうは、食料品などの直接家計への支援となるようなメニューを推奨しておりますので、町民全体に幅広く行き渡るようなですね、施策は必要だというふうに考えております。

**○議長（志村 和浩）** 答弁が終わりました。

松木議員

**○5番（松木 豊年）** 特別交付金の活用についてはもうコロナ以降、様々な経験を積んできていると思います。

その上で、幾つか見解を伺いたいのは、学校給食費の無償化については、今年度いっぱい交付金を活用して実施されております。町としても独自にという要望もずっと寄せられておりますので、ぜひ、学校給食費の無償化については、以前、教育長も答弁されましたけれども、町独自で、手立てできなければ、国の財源が示されれば、活用して続けるということをおっしゃられます。

この点について、お考えをお聞かせください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） はい。ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

学校給食等につきましては、財政当局と十分協議をしながら、今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） ぜひ以前の答弁を継承して頂きたいと強く申し上げて質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（志村 和浩） 以上で松木議員の一般質問を終わります。

---

○議長（志村 和浩） 本日は、以上で通告者全員の一般質問が終わりました。本日の会議はこれで散会といたします。まず連絡をいたします。明日は休会でございます。あさって 12 日は常任委員会を開催いたします。午前 9 時から総務産業土木常任委員会、午前 10 時から教育民生常任委員会を、協議会室で行います。また来週の 15 日は、協議会室にて午前 9 時より予算決算常任委員会を開催いたします。それぞれの委員の方はよろしく申し上げます。皆さま本日はお疲れさまでした。

（ 11 時 11 分 ）